

## 平成29年度の財務諸表及び業務に係る監査報告書

地方公務員災害補償法第9条第3項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金の業務に係る平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び本部の業務並びに平成29年度に地方公務員災害補償基金の支部の業務について監査を実施した。

その結果について、次のとおり報告します。

平成30年5月31日

地方公務員災害補償基金

理事長 諸 橋 省 明 殿

地方公務員災害補償基金

監 事 大 滝 俊 則

記

### 第1 監査の方法及び内容

#### 1 本部の監査

関係課から平成29年度の財務諸表等について報告を受け、その正否を検証するとともに、必要に応じて説明を求めた。

また、平成29年度の業務の執行状況に関して、幹部会議等に出席したほか、関係課からの報告に基づき、必要に応じて説明を求めた。

## 2 支部の監査

平成29年度監査計画に基づき、監査対象26支部の収支状況及び会計経理に関する書類について、その正否を検証するとともに、業務の執行状況について実地監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 本部の監査

監査の結果、平成29年度決算に係る財務諸表は、正しく表示され、かつ、その内容は適正なものであると認める。

また、平成29年度本部業務に関する事項についても、適切妥当なものと認める。

### 2 支部の監査

監査の結果、監査対象26支部の収支状況及び会計経理に関する書類については、正しく表示され、その内容は適正なものであり、支部業務の執行状況についても、おおむね適切妥当なものと認める。

なお、監査の結果から、改善を要すべき事項については、各支部において対処方針及び対応案を検討し、報告を受けた。

(平成29年度に実施した監査対象26支部)

北海道支部、札幌市支部、福島県支部、栃木県支部、茨城県支部、さいたま市支部、東京都支部、神奈川県支部、相模原市支部、群馬県支部、長野県支部、富山県支部、石川県支部、静岡県支部、浜松市支部、福井県支部、京都市支部、兵庫県支部、鳥取県支部、島根県支部、広島県支部、広島市支部、山口県支部、福岡県支部、高知県支部、宮崎県支部